

指標 16.3.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.3.2 刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合

ターゲット 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

定義及び根拠

○ 定義

ある時点における、刑事施設に収容されている(a)被告人、(b)被疑者、(c)死刑確定者、(d)その他の合計の、被収容者の総数に対する割合

○ 概念

被告人：犯罪の嫌疑を受けて起訴された者。

被疑者：犯罪の疑いを受け、まだ起訴されていない者。

死刑確定者：死刑の言渡しを受けて拘置されている者。

その他：被収容者であって、受刑者、被告人、被疑者及び死刑確定者以外の者。

○ 根拠及び解釈

本指標は、判決前の者は不必要に拘禁されるべきでないという原則を尊重するもの。無罪推定の権利を前提としている。逃走の防止・被害者及び証人の保護・又はさらなる犯罪の防止などの理由から必要でないとき、判決前拘禁の過度の使用をすれば、犯罪司法の資源を割くことになってしまうほか、起訴されるその者と家族に対し、経済的及び就労面での負担となる。判決前拘禁の相対的な使用の頻度は、こうした負担を減少させ、比例的な使用を確保する助けとなる。

データソース及び収集方法

矯正統計 (Correctional Statistics) : 法務省が毎年出している統計

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

$$I_{16.3.2} = \frac{(a)\text{被疑者} + (b)\text{被告人} + (c)\text{死刑確定者} + (d)\text{その他}}{\text{被収容者総数}}$$

- コメントと限界
なし

データの詳細集計

男女別の統計が利用可能。

参考

法務省ウェブサイトー矯正統計（日本語のみ）

https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html

データ提供府省

法務省

関連政策府省

法務省

担当国際機関

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）